

協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

各種申請書の押印廃止の取扱いについて

令和2年12月25日より、国において、書面・押印・対面を前提とした行政手続きの制度・慣行を抜本的に見直し、役所等に行かずともあらゆる手続きができる社会の実現の一環として、加入者が申請する際に必要な申請書及び添付書類につきまして、押印が廃止になりました。



※ただし、以下のものについては引き続き押印が必要となります。

①任意継続被保険者の保険料に係る預金口座振替依頼書「金融機関のお届け印」および「金融機関の確認印(ゆうちょ銀行除く)」

②高額療養費支給申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金の市区町村長の証明印

※受領委任方式による柔整、はりきゅう、あんまマッサージ療養費及び療養費(治療用装具)の添付書類については、当面従来どおりの取扱いとします。

よくあるご質問



- Q 押印廃止となりましたが、申請書に押印されていた場合の取扱いはどうなりますか
- A 押印されていても**問題ありません**。(押印を省略することができるという取扱いです。)
- Q 申請書の受取代理欄についても押印は廃止されますか
- A **押印は廃止**されます。
- Q 申請書への訂正印は必要ですか？
- A **訂正印及び訂正箇所付近へのフルネームでのサインも含めて不要**になります。

健診と同日に特定保健指導を受けましょう

協会けんぽでは、健診結果からメタボリックシンドロームのリスクが高い方に、保健師や管理栄養士による健康づくりのサポート(特定保健指導)を行っています。

自覚症状が乏しいまま進行する生活習慣病には、早めの対策が必要です！

対象となる方

- 協会けんぽの被保険者さま(40歳以上の方)
 - 健診結果から将来生活習慣病になるリスクが高いとされる方
- ※すでに高血圧症、糖尿病、脂質異常症の薬剤を内服している方は除きます。



健診を受けたその日に特定保健指導！

- ① 健診受診後、すぐに結果を知ることができます。
- ② 後日の日程調整の必要がないためお仕事への影響が最小限です。
- ③ 費用(最大31,130円)は、協会けんぽが**全額補助**いたします。

特定保健指導を受けられる健診機関は協会けんぽ福島支部のホームページをご確認ください。



〈お問い合わせ〉



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

保健グループ

TEL : 024-523-3919

事務ご担当者の
皆さまへ

健康保険のご担当者様をご登録ください

協会けんぽでは、保険料率や制度改正などの情報をご担当者様へ直接かつ迅速にお届けするため、ご担当者様(健康保険委員)の登録をお願いしております。

年会費などの費用は一切かからず、強制的なお仕事もございませんので、この機会にぜひご登録をお願いいたします。

※既に「健康保険委員」にご登録いただいている方については、改めてご提出いただく必要はございません。



健康保険委員 登録用紙

保険証の記号・番号	記号	番号		
フリガナ		性別	男・女	
氏名		生年月日	昭和・平成	年 月 日
部署・役職				
郵便番号 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名				
電話番号	-			
送付希望先	郵送物を事業所所在地欄に記入した住所と別のところに送付を希望する場合にご記入ください。			

必要事項をご記入のうえ、FAXにてご提出をお願いします FAX : 024-523-3841